

新聞労連

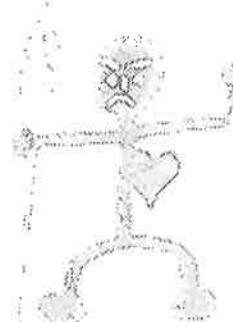
新聞人の良心宣言

HANDBOOK  
**新聞人の良心宣言**

新聞労連（日本新聞労働組合連合）

目次 Contents

新聞人の良心宣言	2
はじめに	2
基本姿勢	4
1、権力・圧力からの独立	7
2、市民への責任	15
3、批判精神	20
4、公正な取材	22
5、公私のけじめ	25
6、犯罪報道	28
7、プライバシー・表現	33
8、情報公開	38
9、記者クラブ	41
10、報道と営業の分離	47



# 新聞人の良心宣言

新聞労連（日本新聞労働組合連合）

## はじめに

ジャーナリズムがかつてない危機に直面している。マルチメディア時代をにらんで大資本によるメディア関連産業への参入が進む中で、古い歴史を持ち、権力の監視や自由で公正な社会の実現に向けてもっとも大きな役割を果たしてきた新聞の現状を、新聞に携わる私たち新聞人は憂うべき状況と認識している。紙面の内容、記者のモラルなどがたびたび批判され、市民の信頼を損ない、読者離れを引き起こしているからだ。権力監視を怠り、戦争という悲劇を招いたかつての苦い経験を踏まえ、改善の努力はしてきたものの、それは十分ではなかった。私たちは、市民の信頼や支持を失った新聞が権力や大資本の介入を招きやすいことを知っており、それを何よりも懸念してい

2

る。新聞が本来の役割を果たし、再び市民の信頼を回復するためには、新聞が常に市民の側に立ち、間違ったことは間違ったと反省し、自浄できる能力を具えなくてはならない。このため、私たちは、自らの行動指針となる倫理綱領を作成した。他を監視し批判することが職業の新聞人の倫理は、社会の最高水準でなければならない。私たちはこの倫理綱領を「新聞人の良心」としてここに宣言し、これを守るためにあらゆる努力をすることを誓う。

3

## [基本姿勢]

新聞人は良心にもとづき、真実を報道する。憲法で保障された言論・報道の自由は市民の知る権利に応えるためにあり、その目的は平和と民主主義の確立、公正な社会の実現、人権の擁護、地球環境の保全など人類共通の課題の達成に寄与することにある。

4

- ①市民生活に必要な情報は積極的に提供する。
- ②社会的弱者・少数者の意見を尊重し、市民に対して常に開かれた姿勢を堅持する。
- ③十分な裏付けのない情報を真実であるかのように報道しない。
- ④言論・報道の自由を守るためにあらゆる努力をするとともに、多様な価値観を尊重し、記事の相互批判も行う。

5

## 基本姿勢

新聞の報道姿勢に対する信頼感が揺らぎ始めているいま、新聞産業で働く一人ひとりが自浄努力を示す必要がある。大資本が情報産業の買収や資本参加を進め、国家権力が報道への介入を強めてきている時代の中で、ジャーナリズムの強化が急務になっている。このような状況を踏まえ、平和と民主主義の確立、公正な社会の実現など人類共通の課題の達成に寄与するために、新聞労連は新聞産業の労働組合として初めて「新聞人の良心宣言」を策定した。すべての新聞人は、この宣言を単にマニュアルととらえることなく、自らの良心を確立するとともに、日々の仕事の中で実践的に生かしてほしい。

この宣言に基づいて、言論の自由を守り、真実の報道を続けようとする新聞人に対し、会社側が不当な圧力や処分をしてきた場合は、新聞労連がこの新聞人を守るために全面的に支援する。具体的には、新聞労連の本部にFax(03・3221・0948)を設置し、各組合や個人からの訴えや意見を広く受け付ける。

さらに多様な価値観を尊重したうえで、メディア間の相互批判を積極的に行うとともに、報道被害をなくすための内部の自浄努力と合わせて、自主的機関としての第三者も交えた報道評議会(注1)の設立を目指す。

(注1)

報道評議会とは、誤報や冤罪などによる報道被害をなくすために、報道機関が行き過ぎた報道を自発的にチェックする第

第三者機関のことで、いわゆるメディア責任制度のことをいう。現在の報道各社には、紙面・記事審査の制度や苦情処理機関かそれぞれ設けられているが、構成メンバーが社内の人間に限られているために十分な役割を果たしていないとの批判があり、日弁連や学者・研究者、市民から第三者機関の設立を求める声が高まっている。報道評議会が設立されているスウェーデンやイギリスでは、オンブズマン制度と連携して報道被害をなくす役割をきちんと果たしている。

6

## 1、[権力・圧力からの独立]

新聞人は政府や自治体などの公的機関、大資本などの権力を監視し、またその圧力から独立し、いかなる干渉も拒否する。権力との癒着と疑われるような行為はしない。

- ①公的機関や大資本からの利益供与や接待を受けない。
- ②公的機関の審議会、調査会などの諮問機関に参加しない。
- ③情報源の秘匿を約束した場合はその義務を負う。
- ④取材活動によって収集した情報を権力のために提供しない。
- ⑤政治家など公人の「オフレコ発言」は、市民の知る権利が損なわれると判断される場合は認めない。
- ⑥自らの良心に反する取材・報道の指示を受けた場合、拒否する権利がある。

7



## 1. 権力・圧力からの独立

新聞人の最も重要な責務のひとつは、権力（注1）や大資本など「力ある者」を市民の立場に立って監視・批判することである。この責務を果たさなければ、ジャーナリズムに対する市民からの貢献の信頼は得られない。「力ある者」を監視するためには、その外側から批判的検証を行うとともに、時にはその懷に飛び込みつつ情報収集を行うことが必要なケースもある。「力ある者」の監視という責務を果たすため、記者一人ひとりが培ってきた取材手法の自由は最大限に尊重されるべきと考える。ただし、取材手法の一つとして権力や大資本の懷に飛び込むことと、それと癒着することとは峻別されねばならない。

①「公的機関や大資本からの利益供与や接待を受けない」

記者が権力や大資本との癒着の意図を持たぬ場合であっても、利益供与や接待を受けるなど、市民から重大な誤解を招く行為は慎むべきである（注2）。権力や大資本が報道内容に干渉する意図を持って接してきた時は、これを断固拒否する勇気を新聞人は持たねばならない。こうした干渉は、あからさまな暴力や目に見える圧力の形を取るとは限らず、甘言や取引、非協力や無視、すり替えやあげ足取りの形を取る場合も多い。

8

## 2 「公的機関の審議会、調査会などの諮問機関に参加しない」

公的機関の審議会や調査会など諮問機関に新聞人が委員として参加することは、新聞人自らが権力の意思決定に直接参与することを意味する（注3）。いわばそれは権力の一員となることと等しい。新聞人が権力の意思決定に影響を及ぼす力を持とうとするのであれば、それはあくまでも執筆する記事によってなされなければならない。

③「情報源の秘匿を約束した場合はその義務を負う」

新聞人は情報源を保護する義務があり、権力や大資本などが圧力によってこれを躊躇うとする試みに屈してはならない。

④「取材活動によって収集した情報を権力のために提供しない」

新聞人の第一義的な職務は、市民に事実を記事の形で提供することである。この目的を持たないにもかかわらず、あたかも記事執筆のためであるかのように装って取材を行い、それを権力や大資本などのためにもっぱら提供することは、市民に対する重大な裏切りである。また、報道のための取材であっても、得た情報や資料を特定の団体の利益になるよう提供することは、道義的に許されない。たとえば、報道機関が選挙報道の資料として独自に行った出口調査の結果を、投票が終わる前に特定の政党に提供したことなどは、報道機関を信頼したがゆえに自ら

9

の意思を明らかにした市民の気持ちを考えれば、許されない行為だ。取材活動には、情報のギブ・アンド・テイクを伴う実態はあるが、それを行う場合は、取材者の価値観ではなく、市民の価値観・常識に従うべきである。

5 「政治家など公人の「オフレコ発言」(注4)は、市民の知る権利(注5)が損なわれると判断される場合は認めない」

政治家など公人が、記者会見など公の場で「オフレコ発言」することを安易に許さない姿勢を持つことが原則である。懇談会など非公式な会見でもその原則はあてはまる。仮に「オフレコ」として発言された場合も、その内容において、市民の知る権利の立場に立って報道の必要があるかどうかをまず考えるべきである。報道の必要があると判断した場合は、発言者本人の真意を再度確認し、関係者の意見も聞いた上で断固報道すべきである。その際、発言者本人に報道する旨を事前に告知することはいうまでもない。記者が公人の立場を慮るあまり、知らせるべき事実を知らせないことは、市民に対する裏切りにつながる。

6 「自らの良心に反する取材・報道の指示を受けた場合、拒否する権利がある」

新聞人は、良心に反する取材・報道の指示を受けた場合、これを拒否する権利があり、積極的に拒否する勇気を共える必要がある。その場合、労組や労連に相談し、拒否によって受ける圧力や処分に対し

て、事前に支援体制を整えておく必要がある。

#### (注1)

権力とは通常、制度化された強制力を意味している。狭義の権力とは立法、行政、司法などの国家権力を指すが、報道との関わりで権力の概念・定義を考えた場合、権力は、その力を行使・不行使することによって、市民の安全や自由、財産、名誉などを奪ったり、傷つけたりすることのできる力(組織)と広義に解釈し、権力者とはそうした力を持つ(あるいは、そうした組織を指導する)すべての者と考えるべきだろう。留意したいのは、権力の行使は市民の安全や自由、財産、名誉などを奪ったり、傷つけたりするような「強制」としてだけではなく、逆にそれらを与えること、第三者を通じて与えるような「操作」などの様々な方法で行われることである。日本において権力(を持つ組織)は、「公人」の定義で起した団体・組織とはほぼ同じであると考えられる。新聞の大きな役割は、権力や権力の行使の監視・批判にあり、新聞人は権力、権力の行使が常に公正に行われているかどうかをチェックすることが求められている。

#### (注2)

1996年7月、弁護士や市民などによる団体「全国市民オンブズマン連絡会議」が全国都道府県に対し、「食糧費」支出に関する情報公開を求めたことによって、自治体が中央官庁の職員に対し、高級料亭などで接待をすることが慣例化していたことが判明。その支出は食糧費名目で年間30億円以上に上っていることも分かった。この調査などがきっかけとなって、公務員同士の接待行為が「官官接待」という言葉とともに批判の対象となり、報道機関も連日この問題を報道、各自治体はこれを機に自肅の方向へ向かった。

しかし、税金が使われる接待行為を受けているという点では、「官官接待」を批判している報道機関も同罪ではないか、という声が次第に市民からも上がるようになっていった。懇親会、忘年会、新年会、ゴルフ大会など様々な名目で、公的機関から記者クラブに所属する記者が接待を受けることが慣例化していたのは事実だった。

雑誌「VIEWS」が「新聞に官官接待を批判する資格が

あるのか」という告発をする連載をするなど、官官接待問題が「官報接待」問題へと飛び火し、報道機関としても襟を正す必要に迫られた。この中で、共同通信労組、毎日新聞労組などが「官報接待」問題に関する社内アンケート、この問題に対処する指針案作り、社の見解を求める質問状の提出などを行った。新聞労連新聞研究部もこの問題を議論し、原則的に「祝金が使われる公共機関との懇親会に出席する場合は、少なくとも応分の費用を記者側が負担する」など、「官報接待」自らの方向性を確認した。

#### (注3)

1990年4月末の時点では、212の審議会（調査会、審査会も含む）のうち、109の審議会に新聞、通信、放送、出版各社から21人のマスコミ関係者が参加していた（『放送レポート』編集部調査）。衆議院の小選挙区制を90年に答申した第8次選挙制度審議会は、27人の委員中、8人をマスコミ関係者が占めた。会長を当時の読売新聞社長で新聞協会会長の小林與三氏がつとめ、朝日（編集委員）、毎日（論説委員長）、読売（調査研究本部長）、日経（社長）、産経（論説委員長）の新聞各紙に加え、NHK考査部長、テレビ東京会長らが参加していた。鳩山内閣、田中内閣がかつて小選挙区制を打ち出した時、新聞各紙はこぞって反対の論陣を張ったが、第8次審に多数のマスコミ人が参加して以降は賛成の論調に転じ、95年に同制度は導入された。マスコミ人の審議会参加については、政府の意向に沿った政策決定に利用され、権力との極着につながるとの批判の声を受けて、新聞労連も94年の臨時大会で「マスコミ関係者の審議会参加に反対する」決議を採択した。

#### (注4)

オフ・ザ・レコード（記録に残さないこと）の略。一般的に取材源と取材記者との間で、取材源が何を話したかをそのまま報じると、その人の不利益になるような場合、匿名にしたり、あるいは発言を一切報道しないという条件つきで行う取材方法の総称。記者が独自に行う取材の場合は、相手の承諾なしに情報源を明らかにしない「取材源の秘匿」が優先されるため、「新聞人の良心宣言」で使っている「オフレコ」には、こうしたケースを含めない、「良心宣言」で使う「オフ

レコ」とは、権力や大資本の側に立つ影響力のある人物と、複数の報道機関の記者たちとの間で、匿名や報道自粛を条件として行われる取材方法を指す。例としては、政府の首脳や高官、霞ヶ関の省庁幹部、永田町の有力政治家らが、記者クラブや番記者たちを相手に行う「オフレコ会見」や「オフレコ懇談」などがある。

オフレコ取材のあり方については、江藤隆美・元総務府長官が記者クラブとの会見の場で「植民地時代には日本が韓国によいこともした」などと述べたり、宜珠山昇・元防衛施設庁長官が同庁記者会との懇談で、沖縄米軍基地用地の強制使用問題をめぐり「首相の頭が悪い」と語った一連の「オフレコ危言」が表面化したのをきっかけに、世論の批判を浴びた。「情報源の秘匿」の原則も絡み、取材先との約束を尊重すべきかどうかで、各報道機関の対応が分かれた。この問題を受けて、日本新聞協会は1995年2月、次の見解を発表した。

「オフレコは、ニュースソース（情報源）側と取材記者側が相互に確認し、納得したうえで、外部に漏らさないことなど、一定の条件のもとに情報の提供を受ける取材方法で、情報源を相手の承諾なしに明らかにしない『情報源の秘匿』、取材上知り得た秘密を保持する『記者の証言拒絶権』と同次元のものであり、その約束には破られてはならない道義的責任がある」「オフレコ取材は、真実や事実の深層、実態に迫り、その背景を正確に把握するための有効な手法で、結果として国民の知る権利にこたえる重要な手段である。ただし、これは乱用されてはならず、ニュースソース側に不当な選択権を与え、国民の知る権利を制約・制限する結果を招く安易なオフレコ取材は厳に慎むべきである」

これは、オンレコ（オン・ザ・レコード=記録を残すこと）取材を原則としつつ、現実の取材状況の中では、国民の「知る権利」に応えていくための例外として、オフレコ取材の必要性も認めている、と受け取られる。

政治報道の場合、政策決定などに影響力を持つ人物が本音では何を考えているのかを知っておくことは、その人物の公式発言の意図を正確に理解し、事態の流れや背景、方向などを把握するための基礎になる、そのためには、いわゆる「オフレコ会見・懇談」を認めざるを得ないとの意見も根強い。だが、例えば江藤元総務府長官の「オフレコ危言」を認めたことが、結果として市民の「知る権利」に応えたのかといえ

ば、疑問は尽きない。市民のための新聞という原則を改めて振り返り、安いオフレコ取材は厳に慎まなければならない。

ちなみに、米国で行われているオフレコ取材には、いくつかの取り決めがある。米国務省の「ガイドライン」によると、『内容自体の報道ができない（文字通りのオフレコ）<sup>②</sup>取材内容を記事にする際、「～と見られる」「～といわれている」など記者自身の見方のようなあいまいな形なら報道できる（ディープ・バックグラウンド）<sup>③</sup>取材内容の引用が許されるが、情報源である発言者を「政府当局者」「〇〇筋」など匿名で示す（バックグラウンド）…などの方式がある。これらは、日常的な記者会見の場で多用されている。オフレコ取材の弊害を指摘する声は米国でも出ており、たとえばワシントン・ポストの「記者ハンドブック」は次のように、安いオフレコ取材を戒めている。

「情報源を完全に明示できない場合は、記者は情報を入手する前に、情報源を明記できるよう適切なあらゆる努力をする。それが不可能な場合は、記者は別のところから情報を求める考えを考慮すべきだ。これも不可能な場合には、情報源を明記できない理由を求め、それを記事に入れることを相手に告げなければならない」

#### (注5)

情報公開の基本理念を表す言葉として、市民の間に広く定着している。国レベルで初の情報公開制度を作るため、政府の行政改革委員会の行政情報公開部会が1996年11月に発表した行政情報公開要綱案では、裁判官出身者や学者らが「『知る権利』の法的概念が確立していない」として、「知る権利」を明記しなかった。だが、情報公開運動を進める市民団体は、情報公開制度を強化する「鍵」となる言葉だとして、明記を求めて続けている。日本で「知る権利」という言葉が広まったのは、第2次大戦終了後の1948年の新聞週間で、「あらゆる自由は知る権利から」という標語が使われて以来といわれている。53年の新聞週間の代表標語も「報道の自由が守る“知る権利”」とうたった。その後、最高裁判決の中でも「知る自由」「知る権利」という概念が使われ、注目を集め始めた。

## 2、[市民への責任]

新聞人は市民に対して誠実であるべきだ。記事の最終責任はこれを掲載・配信した社にあるが、記者にも重い道義的責任がある。

- ①記事は原則として署名記事にする。
- ②公共の利益に反し、特定の団体や党派のために世論を誘導する報道はしない。
- ③情報源は取材先との秘匿の約束がない限り、記事の中で明示する。
- ④記事への批判や反論には常に謙虚に耳を傾け、根拠のある反論は紙面に掲載する。
- ⑤誤報は迅速に訂正し、掲載時の記事に対応した扱いにする。
- ⑥誤報により重大な人権侵害が起きた場合は、紙面で被害者に謝罪し、誤報に至った検証記事を掲載、再発防止策を明らかにする。



## 2、市民への責任

16

記事の著作権は、その記事を掲載・配信した社にあることから、たとえ署名記事であっても、記事の責任の所在は常に社にある。ただし、道義上は記者も会社と連帯責任を負っているといえる。新聞の最大の目的のひとつは、市民の立場に立って権力に対する監視機能を果たすことにある。この目的を追求する限り、新聞が民主主義の重要な一翼を担い、大きな社会的影響力を持つことの正当性を市民から認めてもらえる。新聞人は「市民の立場に立った報道」を常に追求するとともに、自らが犯した過ちは謙虚に反省し、改善する努力を怠ってはならない。

### ①「記事は原則として署名記事にする」

これはまず第1に、執筆する記者自身とその所属する報道機関が、市民の目を意識することによって、市民の立場に立脚することを担保する一つの方法であるからだ。また、「他社との横並び報道」に埋没することを避け、自己の良心に基づき真実の追求に向かう効果も期待できる。現実に一部の社では記事の署名化を導入している（注1）。

記事の署名化によって記事への责任感が強まり、読者にとって記者の顔が見えるという積極的な意味がある。

17

②「公共の利益に反し、特定の団体・党派のために世論を誘導する報道はしない」

テーマによって記者の視点が特定の団体や党派の意見と一致することまで否定されるべきではないが、一定の距離感や緊張関係を維持していくことが大事である。

③「情報源は取材先との秘匿の約束がない限り、記事の中で明示する」

情報源は記事を構成する重要な要素のひとつである。「関係者」「政府筋」といったあいまいな表現は、読者にとって、その情報がどういう背景から出てきたか分かりにくいものとなるので、情報源はできるだけ明確にすべきである。

しかし、事実や真実をえぐり出し、記事化するためには、情報源を秘匿しなければならないケースも往々にして存在する。とくに情報源が勇気を持って真実を語ってくれた場合には、その保護を最大限に尊重すべきだ。

④「記事への批判や反論には常に謙虚に耳を傾け、根拠のある反論は紙面に掲載する」

新聞が世論を形成する機能は重要ではあるが、かといって一方的であってはならない。独善的な主張に陥らないためには、市民（世論）が新聞を育て、作り上げていくという道筋も開くべきであり、そうすることによって新聞と市民の間の関係が双方向的となるのが理想である。そのためには、記事への批判や反論には謙虚に耳を傾け、根拠ある反論について

ては紙面に掲載すべきである。

⑤「誤報は迅速に訂正し、掲載時の記事に対応した扱いにする」

⑥「誤報により重大な人権侵害が起きた場合は、紙面で被害者に謝罪し、誤報に至った検証記事を掲載、再発防止策を明らかにする」

例えば、松本サリン事件での河野義行さん（注2）のように、誤報による「報道被害者」が生まれている深刻な現状を考えるとき、私たちはまず第1に、権力からの情報に過度に依拠しないなど、誤報を排除するためのあらゆる改革に取り組まなければならない。それでもなお、結果として重大な誤報を犯した場合には、迅速かつ詳細に訂正記事や謝罪文を掲載すべきである。誤報を誤報と認めず、黙視し続けることほど罪深いことはなく、報道被害者の名譽回復に全力を擧げるべきだ。

さらに、再発防止に向け、最大限の努力を惜しんではならない。誤報に至った原因が偶発的なものではなく、日ごろの取材方法や社内外での過剰な競争などがもたらした構造的な背景に基づくものであれば、改革はより抜本的なものでなければならない。

#### (注1)

毎日新聞は1996年3月22日付朝刊1面に「情報の送り手である私たちの『顔』が見える新聞を目指して、各ページに署名入りの記事を増やします」との社告を載せ、4月から署名記事多用化に踏み切った。これによって署名記事が大幅に増え、発表記事や時にはペタ記事にまで署名が入ることになった。署名多用化の狙いには、社告にある「顔が見える新聞」とい

う作り手と受け手との接近を図るほかに、読者に対する記事の責任の明確化もある。責任の明確化ということといえば、記者が自分の記事の事実確認により慎重になるなどの効果もある。署名記事多用化は地方紙の土勝毎日新聞がすでに1995年10月から始めており、全国紙の毎日新聞が加わることで、今後の新聞報道のあり方を変えるのではと注目されている。しかし、毎日新聞の試みは「試行錯誤」の段階でもあり、解決すべき課題も残されている。まず署名の基準がまだあいまいな点。署名によって筆者に危険の及ぶ恐れのある場合△ニュースソースが明らかになって情報源に迷惑がかかる場合、など署名の例外の大まかな基準はあるものの、同じような記事で署名があつたりなかつたりするケースもあり読者には分かりにくい。また出稿部間、東西の本社間で署名多様化への取り組みの温度差もみられる。署名とはいって難い「〇〇〇取材班」などの乱用の問題も残されている。

#### (注2)

1991年6月、松本市の住宅地で猛毒のサリンがまかれ、住民7人が死亡、多数が負傷した。マスコミは、第1通報者の会社員、河野義行さん宅の警察による捜索を契機に、河野さんを犯人扱いするような報道を繰り広げた。約1年後の95年4月以降、オウム真理教による犯行とされてから、犯人扱いされた河野さんに対し、報道各社は異例のスペースを割いておわび記事を掲載した。

### 3. [批判精神]

新聞人は健全で旺盛な批判精神を持ち続ける。

①批判はあらゆる事象に向け、皇室も例外とはしない。

②批判の目的は市民の利益を守ることにあり、市民の利益を損なうような誹謗と中傷には陥らない。

### 3. 批判精神

新聞人は、激務に追われる日々を送ることもしばしばだが、そのことを理由に、新聞人に課せられた本来的な資務を見失ってはならない。多忙や激務を理由に、現代社会のあり様や既成事実を無批判に受け入れてはならない。現状に対する批判的な眼を養うために、新聞人は常に学び続ける必要がある。

①批判はあらゆる事象に向け、皇室も例外としない。

②批判の目的は市民の利益を守ることにあり、市民の利益を損なうような誹謗と中傷には陥らない。

批判精神はジャーナリストにとって欠かせない。批判精神は建設的な現状改革への意思から生まれるものでなければならず、それと無縁な批判のための批判は誹謗や中傷に墮する恐れがある。新聞人はこれを避けねばならない。

新聞人はまた、批判の対象にタブーを設けてはならない。日本においてタブーとして代表的な皇室についてでは、現状の報道のあり方を見直すべき点が多々ある。皇室に対する敬語の使用的の是非、宮内庁記者会のあり方、皇室に関する情報公開、天皇の戦争責任問題など、真剣に論議し、市民に問うべき課題は多い。

## 4、[公正な取材]

新聞人は公正な取材を行う。

①詐欺的方法で取材をしない。

②他人の著作物や記事を盗用したり、趣旨を変えて引用しない。

22



### 4、公正な取材

市民の知る権利の代行者たる記者は、取材活動において市民との信頼関係を損なわない節度ある公正な姿勢が求められる。

1 「詐欺的方法で取材をしない」

身分を隠したり、偽って取材する行為は、原則として避けるべきである。ただし、報道の必要性が認められると判断される場合で、記者であることを明かしては取材できないケースは例外である。記者の人間が困難な国における取材においては、認められるケースもある。また、記者が業務外の日常行為と考えていたものが結果として記者であることを名乗らない今までの取材活動になってしまうことがある。記事化により取材相手が特定され、甚だしく悪い影響を与えることが予想される場合には、記事にすることを伝えるべきである。

詐欺的、脅迫的方法を取るべきでないことは、言うまでもない。たとえば、「取材に応じないと悪いことを書くぞ」などと取材対象を威嚇する行為は、たとえ相手が公人であってもマスメディアの影響力を不当に利用した行為であり、脅迫的な取材と言える。

2 「他人の著作物や記事を盗用したり、趣旨を変えて引用しない」

著作物の盗用が許されない行為であることは、ど

23

くに言を待たないものである。にもかかわらず、最近でも他紙に掲載されたコラムを社説で盗用するなど後を絶たない。記者は自らの手足で真実を追求し、報道し、主張していくことを絶対に怠るべきではない。

著作物等を引用する場合は、正確に引用し、原典を明記することが求められる。また著作物の要約についても、原典の内容への忠実さが求められる。論旨をねじ曲げるなど、節度のない行為は行うべきでない。

24

## 5、[公私のけじめ]

新聞人は会社や個人の利益を真実の報道に優先させない。

- ①会社に不利益なことでも、市民に知らせるべき真実は報道する。
- ②仕事を通じて入手した情報を利用して利益を得ない。
- ③取材先から金品などの利益供与は受けない。

25



## 5. 公私のけじめ

新聞は「商品」でもあるが、一方で社会の不正や不平等を暴く「公器」でもある。新聞人が、眞実の報道よりも会社や個人の利益を優先させたなら、公器としての信用は失墜し、どんなに高邁な理想を語ったところで読者の信頼は得られない。

1) 「会社に不利益なことでも、市民に知らせるべき眞実は報道する」

報道機関は、自社の不祥事について、外部には極力公表せず、内々で処理して済ませようとする傾向が強い。しかし、隠そうとしたことが明らかになれば、報道機関の信用は余計に失われる。オウム事件に関連して起きたTBS問題（注1）でも、このことは繰り返し指摘された。新聞人は、自らが犯した過ちについては、これを認め、公表する勇気をもたなくてはいけない。と同時に、会社にとって不利益なことでも、市民に知らせるべきことは隠さずに報道する義務があり、このような場合に会社からの不当な圧力がかからないよう、しっかりと監視、支援していく必要がある。

2) 「仕事を通じて入手した情報を利用して利益を得ない」

新聞人の情報収集は読者のために行われるのであり、立場を利用して個人の利益のために行うことは、

26

道義的にも許されない。入手した個人情報の悪用なども厳に慎むべきである。

3) 「取材先から金品などの利益供与は受けない」

取材相手から金品をもらったり、接待を受けていては、相手にとって不都合なことを報道しにくくなるし、当人が癒着とは思っていなくても、周囲はそれは受けとめない。新聞人は、お歳暮やお中元、転勤時の餞別といった慣習を含め、取材相手からは極力、利益供与を受けてはならない。儀礼的なものや少額の記念品などについては、個々の良心に基づいて判断する。

(注1)

TBSがオウム真理教を批判するインタビューに応じた坂本堤介護士のビデオを放映前にオウム側に見せたうえ、放映そのものを中止した問題。95年秋に日本テレビが報じた時には、TBSは全面否定したが、96年春になって一転して見せたことを認め、社長が辞任した。TBSはその後、こうした問題の再発を防ぐために外部の有識者を交えた「放送のこれからを考える会」（堀田力座長）を設置、12月に提言をまとめた。

27

## 6. [犯罪報道]

新聞人は被害者・被疑者の人権に配慮し、捜査当局の情報に過度に依拠しない。何をどのように報道するか、被害者・被疑者を顕名とするか匿名とするかについては常に良識と責任を持って判断し、報道による人権侵害を引き起こさないよう努める。

28

- ①横並び意識を排し、センセーショナリズムに陥らない報道をする。
- ②被疑者に関する報道は「推定無罪の原則」を踏まえ、慎重を期す。被疑者側の声にも耳を傾ける。
- ③被害者・被疑者の家族や周辺の人物には節度を持って取材する。
- ④被害者の顔写真、被疑者の連行写真・顔写真は原則として掲載しない。



## 6. 犯罪報道

犯罪に関する報道は、被害者や被疑者、それぞれの家族らに大きな影響を与える。犯罪の被害者やその家族、被疑者・被告やその家族らにとっては、犯罪に巻き込まれたり、逮捕・起訴されることだけでも大きな衝撃なのに、これらが取材・報道されることによって平穏な生活を乱され、プライバシーを侵害されるといった問題が指摘されている。また、冤罪事件では、容疑者・被告を犯人と決めつけるような取材・報道が本人や周囲に癒し難い苦痛や打撃を与えることが問題視され、容疑段階などの報道を実名にすべきか、匿名にすべきかといった点について様々な議論がされてきた。犯罪報道は捜査当局の情報にほとんど依拠しており、当局側の見方に偏った一方的な報道に陥る危険をはらんでいる。犯罪報道についてはこれまで実名報道の基準などで様々な改善の努力がしてきた。しかし、松本サリン事件で第1通報者を犯人であるかのように扱った報道に象徴されるように、犯罪報道による人権侵害は常に起こり得ることを肝に銘じる必要がある。新聞人は犯罪報道による「被害」への批判が強まっていることを念頭に置きながら、人権を尊重し、擁護する犯罪報道を確立するため、不斷の努力を続けていかねばならない。

29

1 「横並び意識を排し、センセーショナリズムに陥らない報道をする」

犯罪報道において、記事の掲載や扱いについての横並び意識や過度の競争意識は、捜査当局側の情報に依拠する体裁をとった人権軽視の安易な報道、集中的扇情的な報道を生みかねない。また、社会的に関心の高い事件などでは、十分な裏付けのない先走った報道や被害者・被疑者らのプライバシーを侵害するような報道がなされる傾向が強い。渦中に身を置くと忘れがちになることでもあり、改めて自戒したい。犯罪報道によって、被疑者やその家族が受けた社会的な制裁や影響は決して小さくない、犯罪に対する制裁は裁判によってなされるのが本道であり、犯罪に比べて過度に厳しい報道による社会的な制裁は、犯罪報道の機能を歪める恐れさえある。犯罪報道、とりわけ微罪事件に関する報道は慎重にしなければならない。

2 「被疑者に関する報道は『推定無罪の原則』を踏まえ、慎重を期す、被疑者側の声にも耳を傾ける」

捜査当局の情報に依拠した犯罪報道は、一面では判決確定まで被疑者・被告を推定無罪とする原則（注1）とは相容れない性質を持っている。犯罪報道はそのことを自覚したうえで、慎重に行う必要がある、市民の犯罪報道への理解を深めるとともに、犯罪の背景などをより深く探り、捜査当局側に偏った報道や誤報をしないためにも、弁護士など捜査当局以外にもできるだけ取材対象を広げ、被疑者・被告

側の主張にも耳を傾ける努力を続けなければならない。

3 「被害者・被疑者の家族や周辺の人物には節度を持って取材する」

犯罪報道に対する批判は、被疑者を犯人と決め付けるような報道だけでなく、犯罪被害者の側からも強まっている。犯罪報道にあたっては、取材・報道される側の痛みに常に敏感になる必要がある（注2）。

4 「被害者の顔写真、被疑者の連行写真・顔写真是できるだけ掲載しない」

容疑者の連行写真や顔写真的掲載は少なくなる傾向にあるが、人権に配慮して、できるだけ掲載しないようにすべきである。「読者のニーズに応えるために必要」という議論もある。しかし、いたずらなぞき趣味を助長することは結果的に、平等で公正な社会実現の妨げになることを心すべきだ。「ニーズに応える」と「迎合」は峻別しなくてはならない。

(注1)

犯罪の嫌疑を受けている「被疑者」や、起訴されて裁判所の審理を受けている「被告人」は、有罪が確定するまでは、「罪を犯していないもの」と扱われなければならないという原則。フランスの人権官房で初めてうたわれた。この原則は、人権擁護の意味合いかから、有罪か無罪かが不明なうちは、無罪として扱われるべきことを意味する。また、有罪とするための举証責任は検察官や捜査機関が負うことになり、「疑惑は被告人の利益に」ということになる。

現実に誤認逮捕や冤罪事件が起きている実態の中で、報道のあり方を問いかねると、無罪の推定を受けているはずの被疑

者・被告人に対しては、公人を除き原則として氏名を公表せず、犯罪事実や背景などの報道にとどめるべきだという「匿名報道」主義が生まれている。

(注2)

財團法人「犯罪被害者救援基金」の研究会の報告書（1996年1月）によると、犯罪被害者に対する調査で、「マスコミに対する不快感」を示した被害者は、遺族で60%、身体的被害者で37%、財産犯被害者で16%にのぼっている。報告書は「マスコミによる被害は、報道されることだけでなく、その取材過程で、被害者の周辺者に様々な事項が伝えられること（それが原因となって生じるうわさによるものを含む）によるものがある。これまで報道における匿名か実名かという議論は、被疑者について行われてきているが、被害者についても同じあるいはそれ以上の問題がある」などと指摘している。

32

## 7、[プライバシー・表現]

新聞人は取材される側の権利・プライバシーを尊重し、公人の場合は市民の知る権利を優先させる。

- ①人格、暴力、性的事象に関しては、適切な表現に努める。
- ②報道テーマに直接関係のない属性の記述によって、差別や偏見を招いたり侮辱を与えるたりしないよう配慮する。
- ③個人の肖像権を尊重し、原則として当人の同意なしに写真を撮影、掲載しない。
- ④事件・事故、自殺などについては、個人のプライバシーを尊重し、遺族や関係者への配慮を欠かさず、慎重に取材・報道する。

33

## 7. プライバシー・表現

34

新聞は巨大な力を持っている。それは、権力に立ち向かう時には大きな武器となる一面、個人に向かわれれば、恐ろしい暴力ともなりうる。ひとつの報道が原因で、当事者の人生が変わってしまうこともある。新聞人は、常に自らの持つ力の大きさを自覚し、取材・報道される側に配慮しなくてはならない。

私生活を必要に暴き立てたり、個人の名譽や権利を損なうような報道や表現は避けなければならぬ。公人（注1）の場合や題材によっては、当事者の私生活に踏み込んだ取材もあってよいが、報道する際には、どこまでの情報を公表するべきか、何を伝える必要があるのか、十分に吟味した上で、慎重な判断が求められる。時には、取材される側の立場に立って、報道のあり方や影響力について考えてみると大切だろう。

①「人格、暴力、性的事象に関しては、適切な表現に努める」

「暗い性格」「派手好きで」「異性関係のうわさが絶えず」といった、予断に満ちた、誤解や偏見を招く人格表現は避けるべきである。暴力や性に関する表現も、興味本位に流されず、当事者が不必要に好奇の目にさらされないような配慮が必要だ。

②「報道テーマに直接関係のない属性の記述によ

って、差別や偏見を招いたり侮辱を与えたりしないよう配慮する」

新聞報道のひとつの大きな目的は、女性や弱者・少数者の声を代弁し、社会的な差別や偏見をなくしていくことがある。従って、国籍、人種、民族、出身、学歴、性別、年齢、思想・信条、身体的特徴などの記述によって、無神経に弱者・少数者を傷つけたり、差別にくみするようなことがあってはならない。部落問題、アイヌ民族問題、在日韓国・朝鮮人問題などは、差別の根絶を目指して、積極的に取り上げていきたい問題だが、記事に実名が出たり写真の掲載によって当事者が不利益を受けることがないよう、十分に配慮した報道が求められる。また、一般的に「女性長官」「黒人青年」といった表現も、特に「女性」や「黒人」であることを強調する必要がない場合は、差別的な表現と受け止められる。学歴や思想・信条、年齢などについても、当事者が公表を嫌がる場合は、その意思を極力、尊重すべきである。

その一方で、近年、「差別語」だとして過剰に反応する、いわゆる“言葉狩り”が問題になっている。文芸作品などにおける表現の自由は保障されなければならないし、ただ単に言葉を言い換えるだけで差別的な発想自体が改まるわけでもない。差別問題を報道する際、表現には十分、注意を払い、被差別者の側の個人・団体からのクレームがあった場合には真摯な対応が求められるが、クレームを恐れて逆に

35

消極的になりすぎ、報道することを避けるようになったり、過度に自己規制してしまっては本末転倒だ。要は、書き手の姿勢が差別に対していくかなるものであるのか、ということで、この姿勢こそは不斷に、厳しく問われねばならない。

#### ③「私人の肖像権を尊重し、原則として当人の同意なしに写真を撮影、掲載しない」

個人のプライバシーに対する意識の高まりとともに、以前は無断で撮影・掲載していた街角などの人物写真でも、最近は本人に確認し、承諾を得た上で使うのが通則となってきている。人物が特定される写真については、新聞に載ることで当事者が不利益を被るケースがある以上、安易な使用を避け、撮影する際にも、隠し撮りなどによる無断での撮影・掲載がプライバシーの侵害に当たることを十分に留意する。

#### ④「事件・事故、自殺などについては、個人のプライバシーを尊重し、遺族や関係者への配慮を欠かさず、慎重に取材・報道する」

死者にもプライバシーが存在する以上、自殺については、公人や社会的な関心の高い人物を除いては原則として氏名を公表すべきではなく、一般的な事件・事故でも、報道によって当事者や家族の名誉、人権が損なわれるケースについては、慎重な対応が求められる。特に、婦女暴行事件や少年事件、セクハラ問題など、当事者が特定されると著しくプライバシーが侵害される場合については、当事者への十

分な配慮が必要だ。

また、近年では、事件・事故の当事者や関係者のところへ過剰な取材が殺到している問題も顕在化しており、取材をする側がされる側の人権について、再度、真剣に考える必要がある。

#### (注1)

「公人」という概念は法律に規定されたものではなく、その定義や使われ方には幅がある。報道の関連では、主に名誉毀損の免責規定（刑法230条の二）の解釈に絡んでプライバシーがある程度制限されるような人物の範囲や假名で報道する対象の範囲を論議する際などに用いられてきた。一般になじみのある使い方としては、靖国神社を参拝する閣僚の「立場」を問う際の「公人」と「私人」の区別がある。逆に言うと、「公人」の代表格とされる閣僚にも「私人」の部分があるわけで、「公人」の概念・定義では、どの範囲の人物が「公人」になるかと同時に、その人物のどのような活動・発言が「公人」と見なされるかを考える必要がある。

##### \*公人の範囲は

政治家……………国会議員、地方議会議員  
行政にかかる者…閣僚、中央省庁幹部、地方公共団体の首長・幹部  
それに準ずる者……特殊法人の幹部、公益法人の幹部  
司法にかかる者…裁判官、検察官、警察などの幹部  
公共の利害・公益にかかる活動をしている団体の幹部

…①経済団体・業界団体、労働組合、宗教団体の幹部 ②教育・医療・学術・文化・マスコミ・法曹団体 団体の幹部 ③政党・政治団体の幹部

##### 社会的な影響力を持つ著名人

…文化人、芸能人、スポーツ選手など

\*上記の者が、公共の利害、公益にかかる活動・発言をした場合は、国民の知る権利の対象として報道できる公人と見なす。

## 8. [情報公開]

新聞人は、市民の知る権利に応えるため、公的機関の情報公開に向けてあらゆる努力をする。

38

新規

## 8. 情報公開

情報公開がいかに重要であるかを思い知らされた最近の例は、薬害エイズ問題であろう。見つからないといわれていた厚生省エイズ研究班の資料が菅直人厚相（当時）のイニシアティブで突然見つかり、それによって訴訟の和解や学者、厚生省幹部、製薬会社社長の逮捕にまで発展した。あの資料の公表がなければ、こうした展開は望むべくもなかったといえる。

薬害エイズだけではなく、住宅金融専門会社問題、高速増殖炉「もんじゅ」の事故隠し、オウム真理教事件など私たちが経験した大きな事件は、市民に知るべき情報が提供されなければ、真の解決ができないものばかりだ。これら一連の事件でマスメディアは隠された情報の発掘に努めた。だが、事件が大きく複雑になればなるほど、壁は厚く、限界も露呈した。権力側に情報公開をさせる制度の構築がますます必要とされている。日々の取材活動の中でも形骸化した記者会見を改めさせるなど、官庁の情報隠しつらを変えさせる努力をしなくてはならない。

1995年に紙面をにぎわせた「官官接待」の食糧費問題は、まさに自治体の情報公開制度の賜物だ。市民オンブズマンによる情報公開請求運動が火付け役だったが、記者たちもこれをきっかけに同制度を利用して記事を書くケースが増えてきた。奈良県を最

39

40

後に47都道府県すべてが情報公開条例を整備した。記者はこの制度を十分活用し、取材を展開すべきだ。

国レベルの情報公開制度づくりは、95年3月に行政改革委員会内に設置された行政情報公開部会で進められている。同部会は96年4月に「情報公開法要綱案（中間報告）」を出し、11月に行革委に最終案を提出。行革委は12月に首相に答申し、政府に情報公開制度確立を求める予定だ。

情報公開法の議論では、不開示情報の対象の問題と不開示となった場合の不服申し立て制度が大きな焦点となっている。法律の運用次第では、逆に秘密の固定化や不開示内容の拡大に根拠を与えかねない。私たちは不開示は原則として認めない立場をとらなければならない。

メディアの多様化、情報伝達手段の発達などによって、市民は発表資料など官公庁の情報を、マスメディアとほとんど差がなく入手できるようになっている。情報公開制度の確立は、これをさらに促進するものだ。

その中で、記者は氾濫する膨大な情報の中から、質の高い、市民に必要な情報を取捨選択し、迅速に分かりやすく伝えなければならない。経験と知識に裏打ちされたプロとしての自覚と実力が要求される、いわば記者としての力量が問われる時代となっている。

情報公開制度を新しい武器として市民の知る権利に応えていくのが、これから新聞人のとるべき姿である。

41

## 9、【記者クラブ】

新聞人は閉鎖的な記者クラブの改革を進める。

- ①記者クラブには原則としてあらゆるメディア・ジャーナリストが加盟できる。
- ②記者クラブに提供された情報は、取材者だれもが利用できる。クラブ員は記者室への市民の出入りの自由を守る。
- ③記者クラブは、取材・報道に関して談合をしない。人命にかかる場合などを除き、報道協定を結ばない。
- ④権力側のいわゆる情報の「しばり」は、市民の知る権利に照らし合わせて、合理的で妥当なもの以外は受け入れない。
- ⑤報道機関の目的、役割を逸脱するサービスを受けない。

## 9. 記者クラブ

42

記者クラブはその閉鎖性・排他性、当局との密着の危険、横並び報道、発表ジャーナリズムなどの観点から、常に批判にさらされてきた。最近でも公的機関が記者を税金で接待する「官報接待」問題や政治家のオフレコ発言問題など、記者クラブを舞台にした問題が目立っている。記者クラブ改革については、すでに新聞労連新研部が1994年6月に提言を出しておらず、この良心宣言もその提言に沿っている。

日本新聞協会編集委員会の見解（78年10月14日）では「記者クラブは各公共機関を取材する報道各社の有志が、所属各社の編集責任者の承認を得て組織するもので、その目的はこれを構成する記者が、日常の取材活動を通じて相互の啓発と親睦をはかることがある」とされている。「記者クラブは取材記者の組織であることから、取材活動の円滑化を図るために、若干の調整的役割を果たすことが認められる」というものの、基本的に記者クラブは「親睦機関」とされている。

しかし、記者クラブは実態として「取材機関」の側面がより大きい。歴史的にも日本最初の記者クラブは大日本帝国憲法発布の際の政府による情報秘匿に端を発し、記者たちが1890年に情報を接近するために作ったものだったという。つまり、もともと圧

倒的に優位な権力側に対抗して取材・報道側が情報収集権の集団的行使をする組織として生まれた。公権力に対抗するために、記者クラブという集団の力を積極的に活用すべきである。情報公開制度では取れない、記録に残らない情報などがあり、記者クラブが正常に機能すれば、官僚や政治家らを監視する公権力内に打ち込んだ「くさび」になりうる。

最近の話題では、鎌倉市が96年4月に記者クラブへのスペース提供をやめ、市の広報を記者クラブに対してではなく、個々のメディア・記者に対して行う広報メディアセンターを開設した（注1）。雑誌社や外国の報道機関などクラブ以外のメディアにもセンターを開放、記者クラブ制度の閉鎖性に一石を投じる改革として注目されているが、市による「メディア管理」を危惧する声もある。

①「記者クラブには原則としてあらゆるメディア・ジャーナリストが加盟できる」

現行の記者クラブは、規約で加盟者を「日本新聞協会加盟社に限る」と制限する例が多く、フリージャーナリストなどへの門戸開放が課題になっている。一方で、外国特派員からのクラブの排他性への強い批判に対しては、新聞協会も85年9月に78年の見解を改正し、外国特派員のクラブ主催公式記者会見への出席を認め、さらに93年6月、外国特派員に原則として正会員の資格でのクラブ加入を認めている。「総会屋などのブラックジャーナリストが入り込んで来た時にどうする」という議論がある。常駐

43

社と当該省庁で必要最小限の歟止めをかけるなど、現実的な対応を考える必要があろう。

②「記者クラブに提供された情報は、取材者だれもが利用できる。クラブ員は記者室への市民の出入りの自由を守る」

市民の代表としてのメディアが公権力内部に築いた橋頭堡としての記者室に、市民が自由に出入りできなければ、市民から批判を受けても仕方ない。少なくとも記者クラブは市民が公権力にアクセスする権利を邪魔してはならない。

③「記者クラブは取材・報道に関して談合をしない。人命にかかわる場合を除き、報道協定を結ばない」

新聞協会は62年7月に「記者クラブだけの協定は、これを認めない。各社の幹部がその必要を認め、これが各社の協定とならぬ限りは、報道の出先だけの協定を認めることはできない」との「記者クラブの協定に関する方針」を出した。しかし、現実には解禁日を申し合わせる「黒板協定」などの取材・報道の自由を制限する協定が常態化し、「黒板協定違反」を理由にした処分までなされている。安易な協定は横並び報道に通じ、「情報の独占」批判を呼ぶ。「協定違反」を理由にしたクラブ員への行き過ぎた処分は許されない。

④「権力側のいわゆる情報の『しばり』は、市民の知る権利に照らし合させて、合理的で妥当なもの以外は受け入れない」

合理的、妥当な「しばり」には人事異動など各種名簿や各省庁の白書など大量出稿となるものなどが考えられる。しかし、情報は迅速に報道するのが原則であり、安易な「しばり」は拒否する。

また、捜査情報の報道などをめぐり、「捜査妨害」として会見拒否などの対応をとる警察・検察が目立ってきた。これらは実質的な「しばり」ともいえ、そのような処分は断固としてはねつけねばならない。

⑤「報道機関の目的、役割を逸脱するサービスを受けない」

公権力や企業によるメディアへのサービスについては、市民に情報を迅速に伝えるために必要最小限の「便宜供与」と報道の目的から逸脱した「利益供与」を峻別することが必要だ(注2)。電話代や資料代など必要な対価は支払うべきである。

#### (注1)

元朝日新聞記者でもある鎌倉市の竹内謙市長が1996年1月、鎌倉記者会(新聞、放送6社加盟)に対し、「鎌倉市広報メディアセンター」構想を提案した。これは記者クラブ室を記者クラブに限定して提供することをやめ、雑誌社や外団の報道機関などを含む記者会以外のメディアにも開放しようというもの。竹内市長は「記者クラブ制度の閉鎖性」などの問題点をあげ、「市の広報活動を個々のメディア、記者に行う本業の姿に切り替える」とセンター構想の狙いを説明した。これに対しクラブ側から、情報の送り手側の市がセンターを利用するメディアを選ぶことの「管理強化」への危惧などが提出され、市への要望書を提出するなど話し合いが続けられたが決着せず、4月の広報メディアセンターのスタート時には記者会加盟の6社はセンターに登録しなかった。5月21日になって

市は「運営要領では利用の登録を定めているが、「1頭による利用区分の意思表示をもって登録行為として扱う」という文書を各社に通知。朝日新聞が5月29日に1頭で登録したのを皮切りに、6月5日までに記者会加盟全社が登録した。センター開設前は記者クラブ室で原稿を書いたり、写真を現像する社もあったが、開設後はセンター内でこうした作業をする社はなくなった。

(注2)

報道機関の目的、役割にかなう便宜供与の範囲は、

- ①記者室の提供（部屋の家賃）
- ②作業に必要な机、いす
- ③連絡用の黒板、ボード類
- ④光熱費
- ⑤クラブ詰め事務職員の人工費

各社で負担すべき利益供与と考えられるものは、

- ⑥コピー機の設置、維持費用と使用料
- ⑦電話・ファクスの回線工事費、使用料
- ⑧食事付き懇談や懇親会の費用
- ⑨ソファ、共用テレビ、冷蔵庫など備品類

## 10. [報道と営業の分離]

新聞人は営業活動上の利害が報道の制約にならないよう、報道と営業を明確に分離する。

- ①記者は営業活動を強いられることなく、取材・報道に専念する。
- ②記事と広告は読者に分かるように明確に区別する。

## 10. 報道と営業の分離

新聞社が経営的に安定することは、新聞労働者の雇用を保ち、新聞発行を支え、自由な言論・報道を維持していくために重要である。しかし、新聞の使命はあくまで「真実の追求」が第一義であり、「利潤の追求」はそれを妨げない範囲であるべきだ。記者の取材活動や記事内容は広告、販売、事業、出版、印刷請負など、営業活動上の顧客・代理店・取次などから何の影響も受けない。

①「記者は営業活動を強いられることなく、取材・報道に専念する」

記者は広告取り、販売拡張、事業の運営、出版物の売り込みなどの営業活動を業務としない。そのような業務命令（強制）や事実上の強制は断固として拒否する。新聞記者が広告取りを強制される事態が、中部地方のブロック紙など一部の新聞社に見られる。毎年恒例の企画広告で、地方の支局長や通信局・通信部の記者たちが地元企業や自治体など日ごろの取材先を回り、多い場合は計数100万円の広告代金を取り、そのうち数10万円が手数料として記者の懐に入る例もある。こうした記者による営業活動は、取材対象に「借り」をつくり、紙面を堕落させる原因にもなり、絶対に避けるべきである。また、取材上の人間関係を利用して営業活動をすること

48

は、取材対象への「たかり」にもなりかねず、取材対象と記者の関係としてあまりにも異常である。

②「記事と広告は読者に分かるように明確に区別する」

報道と営業の分離を反映して、紙面上も記事と広告は明確に読者に分かる形で区別する。とくに最近、記事のような体裁をとる全面広告が目立つが、読者が記事と混同しないよう、欄外に「全面広告」などと必ず明示する。また、広告局（部）が企画・制作した広告は、その旨を欄内で大きく表示する。

49

# HANDBOOK 新聞人の良心宣言

新聞労連



## HANDBOOK 新聞人の良心宣言

1997年8月15日 第1版 発行  
2001年9月15日 第1版 第3刷 発行

【編集・発行】新聞労連(日本新聞労働組合連合)  
〒101 東京都千代田区三崎町3-5-6 造船会館5F  
TEL.03-(3265)8641 FAX.03-(3221)0948  
URL <http://www.shinbunroren.or.jp>  
E-mail Adress: [jnpw@mxk.meshi.ne.jp](mailto:jnpw@mxk.meshi.ne.jp)

【印刷】NS印刷製本 株式会社

著者: 新聞労連編集委員会  
監修: 新聞労連

著者: 新聞労連編集委員会  
監修: 新聞労連